

事業	目的	重点	実施内容	
1.包括的支援事業	①第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に関わるものは除く)		ア、サービス利用相談のあった第1号被保険者に対し、必要に応じて基本チェックリストを行い、適切に支援する。	
			イ、事業対象者に該当した者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施し、高齢者自身が地域において自立した日常生活が送れるよう支援する。	
	②総合相談支援事業		ア、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等の実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを把握し、早期対応するよう取り組む。また、地域住民に対し、地域包括支援センター事業の周知を行う。	
		◎	イ、町や民生児童委員、自治会、その他関係機関との情報交換を密にし、様々な相談内容について総合的に相談できる体制を作る。	
	③権利擁護事業	全ての高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していく事ができるように支援する。		ウ、支援を必要とする地域の高齢者に対し、適切な支援と継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するために地域の関係者とのネットワークの構築を図る。
			◎	ア、認知症などにより、判断能力の低下がみられる高齢者に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を図る。また、成年後見制度の円滑な利用にあたり、関係機関との連絡調整を行う。
			◎	イ、高齢者虐待の早期発見、防止に努め、発生が疑われる時には速やかに町や関係機関と連携を図り、対応を行う。
				ウ、地域住民に対し消費者被害に関する情報を周知し注意を促すとともに、地域団体・関係機関と連携し、被害を未然に防ぐように支援する。
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業			エ、権利侵害を防止し、早期発見につなげる為、地域住民、民生児童委員、介護支援専門員、サービス事業者等へ知識や対応策の普及啓発活動を行う。
			◎	ア、個々の高齢者の状況や変化に応じて、介護支援専門員、主治医、各関係機関等が連携し、多職種相互の協働による包括的・継続的な支援を行えるよう、体制を整える。
				イ、地域の高齢者支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。
	⑤在宅医療・介護連携推進事業			ウ、地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、相談しやすい環境を整えるとともに、サービス計画の作成に関する助言や指導、サービス担当者会議の参加等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。
				エ、介護支援専門員の資質向上を図るため、町や北部包括等の関係機関と連携の上、事例検討会や研修の実施、制度改正等に伴う情報提供を行う。
	⑥生活支援体制整備事業			ア、地域ケア推進会議、在宅医療・介護連携推進部会、在宅ケアを考える会 in TOGO や東名古屋医師会等が開催する研修会に参加し、地域の情報を共有する。また、町と共に地域の在宅医療・介護連携の在り方について検討する。
◎			イ、豊明東郷医療介護サポートセンターかけはしや電子連絡帳(レガッタネットとうごう)等を活用し、地域全体での切れ目のない見守り体制の構築を図る。	
⑦認知症総合支援事業			ア、センター利用者や地域住民、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議、地域支え合い協議体、民生委員児童委員協議会定例会等の場を通じて得られた意見や情報を分析し、地域が抱える課題を明確化する。	
			イ、明確化された課題について、町へ適宜報告するとともに、地域住民が主体的に関わることで解決に向けた社会資源が開発されるよう地域支え合いコーディネーターとも連携しながら考え、取り組む。	
		◎	ア、町の認知症ケアパスに基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、家族をはじめ地域住民、医療関係者、介護サービス事業者、福祉サービス等の様々な社会資源の活用と、ネットワーク作りを進める。	
		◎	イ、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員との連携により、認知症の人と家族がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、関わってきた地域とのつながりを活用しながら、地域全体で対象者の暮らしを支える。	
2.第1号介護予防支援事業	①第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に関わるものに限る)		ウ、認知症カフェを月2回開催し、認知症に関わる様々な相談を受理すると共に、認知症に関わる知識等の普及啓発活動を行う。	
			エ、地域サポーター、認知症サポーター、ひとり歩き高齢者見守りネットワーク等の地域の社会資源について対象者への紹介や利用支援を進めるとともに、地域への情報発信を行う。	
3.一般介護予防事業	①一般介護予防事業	要介護状態にならない要介護予防、健康づくりを推進する。	ア、高齢者が自主的に介護予防活動に取り組んでいけるように、日常生活総合支援事業及び一般介護予防事業の周知を行う。 イ、居宅要支援被保険者に対して、介護予防ケアマネジメントを行う。	
4.指定介護予防支援事業	①指定介護予防支援事業所事業	介護予防サービスが適切にできるようケアマネジメントする。	ア、地域の高齢者を対象に、住民主体の通りの場の充実と自立支援を目的として、いきいき出前講座及びお元気サロンを実施する。	
			◎	ア、要支援者がその心身の状況、おかれている環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、介護予防サービス計画を作成すると共に、関係機関と連絡調整を行う。 イ、指定介護予防支援は、必要に応じて居宅介護支援事業所に委託して行う。
5.任意事業	①食の自立支援事業	食の自立を支援する。	ア、日常生活に支障のある一人暮らし高齢者等に対して、利用希望者の食生活アセスメントを実施し、食生活の改善及び健康保持を図る。また、既利用者に対しても定期的な食生活アセスメントを実施し、状況の把握に努める。	

